

高齢者福祉事業の取扱いについて

高齢者福祉事業の取扱いについて、次のとおり提出する。

平成 1 6 年 3 月 2 5 日提出

大野郡 5 町 2 村合併協議会
会 長 芦 刈 幸 雄

高齢者福祉事業の取扱いについて

- 1 高齢者福祉計画については、介護保険事業計画の見直しに合わせ、新市において策定する。
- 2 国又は県の制度に基づき全町村で実施している事業については、新市において引き続き実施する。ただし、内容、利用料等に差異のあるものについては、合併までに調整する。
- 3 国又は県の制度に基づき一部の町村で実施している事業については、実施事業、内容について合併までに調整する。
- 4 各町村が独自に実施している制度又は事業については、地域性と地域間の均衡に考慮しつつ合併までに調整する。
- 5 福祉施設等については、新市に引き継ぎ、その事業内容、運営方法等は合併までに調整する。

平成 1 6 年 4 月 8 日確認 大野郡 5 町 2 村合併協議会